

宇部 E・E・N・A 大使派遣要領

(総則)

第1条 公的行事又は観光行事等（以下「行事等」という）において宇部 E・E・N・A 大使（以下「大使」という。）の派遣を申請しようとする者（以下「派遣申請者」という。）は、一般社団宇部観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に、別紙様式により申し込むものとする。

(受諾及び通知)

第2条 協会は、派遣申請者の内容が大使としての活動にふさわしいと認めるときは、申請者に承諾書により通知するものとする。

(行事等の服装)

第3条 行事等における大使の服装は、制服を基本とする。

(経費の負担)

第4条 派遣申請者は、行事等に大使を派遣する経費については、下記のとおり負担するものとする。

(1) 謝金

1日 10,000円（午前9時から午後5時までを基本）

半日未満 5,000円（午前9時から正午まで、又は午後1時から午後5時までを基本）

*謝金には、昼食代等を含めることができる。

(2) 旅費

・市外への旅費については、協会の定める旅費規程によるものとする。

・市内の旅費については、タクシーチケットか送迎車による送迎を基本とし、都合によりそれが不可の場合は、旅費を謝金に含めることができる。

(3) その他

上記のほかに特に必要とするものは、実費とする。

(報告)

第5条 派遣申請者は、行事等が終了したときは、速やかに活動状況（写真等）を協会に提出する。

(その他)

第6条 大使の派遣にあたり、特段の定めがないときは、協会の会長が決定するものとする。

お問い合わせ

(一社) 宇部観光コンベンション協会

〒755-0029

宇部市新天町一丁目2番36号

TEL (0836) 34-2050 FAX (0836) 29-3303